

(二) その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 労働者災害補償保険法の一部改正

一 通勤災害保護制度における通勤の範囲の見直し

就業の場所から他の就業の場所への移動及び住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）を通勤災害保護制度における通勤に含めるものとする。

第三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 有期事業に係るメリット制（事業場ごとの災害率による保険料の調整）の見直し

事業場ごとの災害率による保険料の調整幅の最高限度を、有期事業について四十パーセント（現行三十五パーセント）に拡大すること。

第四 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正

一 題名

題名を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改めること。

二 目的

法の目的を「我が国における労働時間等の現状及び動向にかんがみ、労働時間等設定改善指針を策定するとともに、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって労働者の健康で充実した生活の実現と国民経済の健全な発展に資すること」に改めること。

三 定義

この法律において、「労働時間等」とは労働時間、休日及び年次有給休暇その他の休暇をいい、「労働時間等の設定」は労働時間、休日数、年次有給休暇を与える時季その他の労働時間等に関する事項を定めることをいうものとする。

四 事業主等の責務

一及び二の改正に伴い、事業主等の責務を次のように改めること。

(一) 事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた始業及び終業の時刻の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努